

平成29年9月20日

各部・課長 殿

笠岡市長 小林 嘉文

平成30年度予算編成について（通達）

全国的な人口減少・少子高齢化と東京一極集中により、地方においては、非常に深刻な状況が顕在化しつつある。本市においても、例外ではなく、人口・出生率は年々減少しており、平成28年度末に人口は5万人を下回った。

笠岡市が持続的・安定的に進化していくためには、「仕事づくり」「人のにぎわいづくり」「まちづくり」、すなわち「経済」「社会」「環境」のバランスの取れた施策を進めることが必要である。

平成30年度からのスタートを目指して、現在策定中である「第7次笠岡市総合計画」では、笠岡市の目指す将来都市像を『元気・快適・ときめき進化するまち笠岡』としている。

市民が住みなれた地域で元気に活躍でき、子どもから高齢者までが共生し、安心して快適な生活を送り、ときめきを感じる新しい「進化するまち笠岡」を実現するために、『経営戦略“稼ぐ”』『活性化戦略“賑わう”』『未来戦略“輝く”』『安定戦略“安らぐ”』の4つの基本戦略を柱とし、新しい笠岡づくりに向けた第一歩を踏み出すこととする。

また、「笠岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げた施策については、「笠岡市人口ビジョン」での人口目標を達成するため、施策の見直しを図りながら、推進することとする。

特に企業誘致や中小企業振興等による雇用の場の確保、教育の充実、子育て支援のための施策は積極的に実施する。

一方、財政状況は、市税や普通交付税等の一般財源が年々縮小傾向にあるとともに、財政調整金残高は平成29年度末には10億円を切る見込みであり、危機的な状況に近づきつつある。

既存の歳出の抜本的な見直しやふるさと納税、未利用地の積極的な売却等による新たな財源確保、公共施設の整理・統合等に危機意識を持って取り組まなければならない。

限られた財源の中で最大の効果を発揮させるため、事業効果を適切に検証し、メリハリを付け、戦略を持って施策を推進する。そして、市民の皆様にご幸福を感じていただき、また子どもたちが生まれて良かった、住んで良かったと思えるような笠岡にするために、職員一丸となって予算編成に取り組む。

1 予算要求基準について

(1) 第7次笠岡市総合計画の基本計画に基づいて要求する。

- ① 現在策定中の基本計画に基づいて要求する。
- ② 本年8月に実施した施策評価の結果を考慮し反映させる。
- ③ 事前評価の対象事業は、その評価結果を反映させ予算要求する。
- ④ 基本計画に計上されていない経常経費や義務的経費等についても、予算見積は、歳入・歳出とも年間予算として要求する。
- ⑤ 市長公約7本の柱

(2) 第7次笠岡市行政改革大綱を基本としつつ、第8次行政改革大綱策定に向けた取組により行政改革の具体的な内容を実現する。

(3) まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げられた施策については積極的に実施する。

事前評価の対象事業は、その評価結果を反映させ予算要求する。
地方創生推進交付金や企業版ふるさと納税を財源として活用する。

(4) 平成29年度版笠岡市財政運営適正化計画による財政健全化の具体的な方策を実現する。

(5) 公共施設等総合管理計画に基づいて適正な施設管理とサービスの向上を図る。

2 建設事業債発行額について

(1) 一般会計

発行上限額を10億円以内とする。

※耐震化事業、防災・減災事業、災害復旧事業については、別枠とする。

(2) 下水道会計

発行上限額を7億円以内とする。

3 普通建設事業に関する事項について

- ① 計画的な事業実施を基本として、1年目は全体計画、他事業との関連、投資効果、位置の決定、完成後の管理運営方法について検討し、2年目は新たに用地を必要とするものは確保し、また、許認可等の見通しを立て、3年目以降で実施設計、工事を施工するという基本方針に基づいて計画する。
- ② 各種施設の建設事業については、用地の有効利用、施設の果たす機能、完成後の運営方法（管理運営経費の軽減策等）を明確にする。
- ③ **事業化にあたっては、必ず国・県補助金などの財源確保を検討すること。**
- ④ 補助事業に伴う事務費については、人件費を最大に設定し、需用費、役務費等の経常経費に充当する。
- ⑤ 毎年度、多額の繰越事業が発生している担当課については、年次的にその解消を図る。
- ⑥ 土地開発基金で用地先行取得しているものは、事前に関係課を含めて財政課と協議のうえ、買い取り計画を策定する。

4 全般的事項について

- ① **市民協働の視点から各事務事業を再度見直し、市民の満足度を高めるよう努める。**
- ② **ソフト事業の委託については、事業内容を毎年精査し見直しを行う。この際、実施主体(市)としての主体性をもって事業計画を作成し委託すること。**
- ③ **市民サービスの向上や事務改善に繋がる事業を積極的に発案する。**
- ④ 従前の予算、決算における市議会の要望事項を反映させる。
- ⑤ 市民要望の実施事業の選択にあたっては、市民生活に直結した緊急度の高い事業を優先し、実施手法・財源的な事業手法等を十分検討し、的確に応えうる施策の展開に努める。
なお、**新規施策は、安易に単独事業とせず、補助事業等としての調査・検討を十分に行う。**
一方、存続する意義の薄れた事業や投資効果の少ない事業については、積極的に廃止・縮小を行う。
- ⑥ 既定の事業計画等であっても、将来の財政運営との整合性を考慮し、長期的、総合的な展望の下に、単年度に財政負担が集中しないよう可能な限り平準化を図る。
また、事業実施に伴う後年度の財政負担を明らかにするとともに、新規施策はもとより、既存の事業についても可能な限り終期を設定する。
- ⑦ **出張については、職員のスキルアップや情報収集等で必要なものは積極的に参加し、定例的な総会や業務に関連の薄いものについては極力控える。**
- ⑧ **需用費、役務費等の事務的な経費については、各部署で節減のための取組を検討し、経常的な経費の縮減を図る。**

平成29年度事前評価対象事業一覧表（平成30年度当初予算用）

	対象会計	対 象 事 業	対 象	
			新規	継続
第7次総合計画事業	一般会計	第7次総合計画（「第7次笠岡市総合計画（素案）」のとおり）基本計画に基づく新規事業、及び市長公約の実現に資する事業または市長指示事項（総合計画の3本柱に該当する事業及び市長指示事項については、継続事業であっても新規事業と同様の扱いとする。） 【参考：総合計画の3本柱】 ①小中一貫校の設立 ②JR笠岡駅周辺開発 ③住宅団地の開発の促進	○	×
総合戦略事業		笠岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略の考え方に合致する事業で、数値目標またはKPIの達成に資する事業（別紙「まち・ひと・しごと創生総合戦略事業整理表」のとおり）	○	△
ハード事業	企業会計（水道、病院）を除く全会計	○全体事業費3千万円、又は全体の一般財源1千万円以上の普通建設事業	○	×
負担金補助金及び交付金	一般会計	①新規制度による償還助成、利子補給 ②各種協議会等負担金、年会費（出席者負担金、特別職に係るものを除く） ③個人への補助金、助成金、給付金（職員研修、職員互助会に係るものを除く） ④地区、団体、法人等への運営補助金、事業補助金	○	×
ソフト事業		上記以外で ①事業費100万円以上の事業（公共施設維持管理経費は除く） ②単市扶助費及び国県事業への単市上乗せ扶助費で、100万円以上のもの	○	×

■次の事業は作成不要

- ①県営事業負担金、下水道受益者負担金、他会計への負担金補助金
- ②国の法令等に基づき実施が義務づけられている事業であって、その事業費が国の法令等により定まっているもの（医療給付・生活保護扶助費等）
- ③全額、国・県支出金事業又は受託事業（統計、選挙等）ただし、新規事業及び、実施計画に記載のない事業については、企画政策課・財政課と協議
- ④補助金交付要綱により補助が定められているもの（新規要綱作成又は補助基準など要綱改正の場合は評価対象とする）
- ⑤従前と同等機能の備品のリプレース

■表の区分で重複する事業がある場合、上の位置の区分を優先とする。（ハード → 補助金等 → ソフト）

★100%補助金の事業でも、後年度負担が伴う事業又は複数年度にわたり実施する事業については、事前評価の対象とする。

■「△」・・・事前評価シートの3枚目（事業費内訳）のみ提出する。

5 歳入に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 歳入全般にわたって、各種資料に基づいて正確にその財源を捕捉し、かつ**経済の見通し、国、県の予算編成に十分留意する。**

(2) 市税（地方譲与税等を含む）

- ① 今後における経済動向、**税制改正**及び過去の実績等を踏まえ、的確な収入見込みを算定する。
- ② 賦課徴収事務の合理化、課税客体の完全な把握と徴収率の向上に努め、積極的に税収の確保を図る。

(3) 国・県支出金

- ① 一億総活躍や地方創生、教育、子育て支援、エネルギー・環境など、新たな分野への補助金等の組み換えが予想されるところであり、従来型事業の縮小や新規事業の創設など、国・県の情報を積極的に収集し、財源確保に努める。
- ② 本市の実情に即して事業の緊急度、効果を検討し、真に行政効果があるものについて実施する。
- ③ 補助基本額、補助率を明記する。
- ④ **新規事業は、補助金等の名称、種類など県の担当者によく確認する。**
- ⑤ 支出科目（節）が補助対象経費と合致しているかなど、補助要綱で確認する。

(4) 寄附金

- ① 全庁を挙げて、ふるさと納税を積極的にPRし、「ふるさと笠岡思民寄附金」の増額に努める。
- ② 事業実施にあたっては、積極的なPRを行い、ふるさと納税等による財源確保に努める。
- ③ 企業版ふるさと納税制度を積極的に活用する。

(5) 繰入金

- ① ふるさと納税による「ふるさと笠岡思民基金」を積極的に活用する。
「カブトガニ」「笠岡諸島」「笠岡湾干拓」「笠岡っ子の育成」「笠岡の歴史と伝統文化の保存」「地域コミュニティとの協働」「その他市長が特に必要と認める事業」その他寄附者の意向に沿う事業が対象。
※充当可能額については、ふるさと寄附課へ確認する。

(6) 市 債

- ① 市債償還が後年度への負担となり、財政硬直化の大きな要因となることを十分認識し、計画的な活用を図ることを基本として、適債事業を厳選し正確に算定する。
- ② 対象事業費、充当率を明記する。

(7) その他

- ① **市税，使用料，負担金等に係る過年度未収金については，債権管理条例に基づいて適切な整理計画を立て，その完全回収に努める。**
- ② 一般会計以外の基金利子，預金利子は，一般会計の利率と整合を図る。

6 歳出に関する事項

(1) 基本的事項

- ① 事務事業のコストを常に意識し，行政の守備範囲を模索し，住民サービスと負担の公平確保，節減合理化に努める。
- ② 新規事業については，総合的，長期的観点から特に必要性，緊急性，行政効果，財政負担等を十分検討し，その実施にあたっては，最小の経費で最大の効果をあげるよう工夫に努める。
- ③ **国・県補助金等が廃止・縮小されるものは，当該事業もあわせて廃止・縮小することを基本とする**が，終期が設定されている新規補助事業は，補助金廃止後の事業継続の方向性について，あらかじめ方針を決定し，事業を立ち上げる。
- ④ 「笠岡市環境基本条例」及び「笠岡市環境基本計画」により，環境負荷の低減に努める。

(2) 人件費

- ① 給与費の算定については，**10月中旬**に配付される人事課からの算出資料等を参考に見積る。
- ② **報酬については，新規分は要求書積算欄に根拠条例を明記する。**
- ③ イベント・行事に係る時間外勤務等については，代休の取得を基本とする。
- ④ **時間外手当等については，勤務命令に基づいて適切に支給することを原則とする**が，**部内の流動体制，事務事業の見直し等により時間外勤務の縮減に努める。**
- ⑤ 各会計における退職手当については，定年退職分は当初予算での措置とする。また，一般会計の定年退職手当は，「退職手当準備基金」により，年度間の平準化を図ることとする。
- ⑥ 退職手当準備基金の繰入・予算積立は，職員課で行う。

(3) 賃金

- ① 賃金，社会保険料の算定については，**10月中旬**に配付される人事課からの算出資料等を参考に見積る。
- ② 臨時業務がある場合でも，業務内容・人員・日数等を十分精査し，可能な限り事務の合理化等で対応すること。単価については，現行単価とする。
- ③ 嘱託職員に係る給料手当は，「賃金」の細節「嘱託職員賃金」で要求する。
- ④ 臨時職員に係る賃金は，一般会計について，病休・産休・育休代員を除き，各部署の予算要求とする。

(4) 旅 費

- ① 同一事業に係る出張は1名とし、定例的な大会・研修会等の形式的な出席は控える。
- ② 地球温暖化防止の観点から、岡山市等への遠距離の公用車出張は極力控え、公共交通機関利用とし、旅費で要求する。

(5) 需用費

- ① 消耗品費
 - ・消耗品等については、可能な限り部単位やフロア単位の一括管理とし、事業事務費以外は予算の集中を図り経費節減する。
 - ・コピー代及び郵便料は、各部主務課での予算措置を基本とする。
 - ・**節減の取組を課内で検討し、予算要求に反映させる。**
- ② 食糧費
 - ・日当、費用弁償等を支出している会議等の茶菓子及び昼食は、再検討するとともに、会議時間等の調整により最小の経費を計上する。
- ③ 燃料費、光熱水費
 - ・過去3年の決算及び本年度直近の実績表を添付する。

(6) 委託料

- ① **定例的に委託している事業について、安易に前年度実績にとられることなく、ゼロベース予算の考えで委託内容を必ず精査・再検討し計上する。**
- ② **長年、随意契約となっているものは、競争原理の導入や長期継続契約への検討などを進める。**
- ③ 測量設計等については、極力、職員で行い最小の経費で計上する。
- ④ 民間への委託が可能と認められる業務は、事業効果、経済効果を検討した上で積極的に委託する。
- ⑤ **市民活動団体が、その技術や専門性などを発揮して実施することによって、より事業効果を期待できる事業は、市民協働の手段の一つとして、事業費を適切に積算し委託する。**
- ⑥ **ソフト事業の委託にあたっては、実施主体(市)としての責務を認識し、委託相手と綿密に連携を取りながら、毎年の実績を確認し、事業内容を見直した上で事業計画を作成すること。**
- ⑦ 基幹系電算委託業務は、総務課が査定・通知する額とする。(10月中旬までに通知)
新規電算委託業務も総務課の評価・査定となることから、早めに協議検討する。

(7) 工事請負費

- ① **補助事業については、補助率・額の改廃に留意し、関係機関と連絡を密にし、年度途中で大きな変更のないよう特に注意する。**
- ② 予算要求額は、原則として概算設計に基づいて対応するとともに、過大な設計内容とならないよう特に留意する。
- ③ 適正な積算により事業費を見積り、年度途中で大幅な変更がないように注意する。

(8) 備品購入費

- ① 買替備品については、購入年月日等参考事項を記入する。
- ② 購入価格が3万円未満のものは、需用費の消耗品費での計上を基本とする。
- ③ 参考図書にあっては、追録が必要なものは原則として認めない。
- ④ パソコンの購入は、総務課の要求単価にあわせ、一括入札に参加する。その他IT機器等の単価は、事前に財政課に相談する。
- ⑤ **公用車の買替えは、環境に配慮した低公害車を基本とする。**
予算要求書に登録年月日、走行距離を記入する。
11年以上又は11万キロ以上の条件を満たしていること。
自動車も複数課一括入札とする。(経費等の詳細については、財政課管財係に問合わせる。)

(9) 負担金補助及び交付金

- ① **各種団体に対する運営補助金については、被交付団体の決算書により前年度繰越金の状況等を精査し、適切な補助額を算出する。**
- ② **行政の役割を明確にし、公共性・必要性・行政効果等全面的な見直しを行い、被交付団体の事務事業の実態を把握し、総合的な見地から廃止・縮小・統合等、整理合理化を積極的に進める。**
- ③ 協議会等への会費・負担金については、徹底的に見直し、食糧費等を含む場合は、事務局と協議して減額する。
- ④ **市民活動への補助については、協働の観点から市民の自治活動としての効果的な広がりを十分考慮する。**
- ⑤ **個人、法人等への補助事業については、公平性や費用対効果などを検証し、効果や必要性が低下しているものについては廃止・縮小等の見直しを積極的に進める。**

(10) 公債費

- ① 一般会計以外の長期債・一時借入金利子は、一般会計の利率と整合を図る。